○金融庁告示第百三十六号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第七項及び第二百七十一条の二十二第五項の規定に基づき、保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年三月金融庁告示第三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月二十八日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

第二条第一項第二号を次のように改める。

二　規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

イ　当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

ロ　当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されている者に限る。）が資金を供給している会社であること。

第二条第二項第二号を次のように改める。

二　規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

イ　当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

ロ　当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されている者に限る。）が資金を供給している会社であること。

第六条第二号を次のように改める。

二　規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

イ　当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

ロ　当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されている者に限る。）が資金を供給している会社であること。

第七条第一項第二号を次のように改める。

二　規則第二百十条の七第二項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

イ　当該保険持株会社及びその子会社（当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

ロ　当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について当該保険持株会社及びその子会社（当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されている者に限る。）が資金を供給している会社であること。

○金融庁告示第百三十七号

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第二十五条の十六第六号ハの規定に基づき、所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成二十三年一月四日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

一　所属長期信用銀行　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行

二　長期信用銀行代理業者　長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者

三　子会社　長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社（所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者）

第二条　長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第六号ハに規定する所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属長期信用銀行の子会社（同規則第四条の五第二項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。

○金融庁告示第百三十八号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の三十七第六号ハの規定に基づき、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成二十三年一月四日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

一　所属銀行　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行

二　銀行代理業者　銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者

三　子会社　銀行法第二条第八項に規定する子会社（所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者）

第二条　銀行法施行規則第三十四条の三十七第六号ハに規定する所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属銀行の子会社（同規則第十七条の三第二項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。